

鳥取県大規模小売店舗立地法事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の運用に関し、必要な事務手続について定め、法の円滑な運用を図ることを目的とする。

(事前協議)

第2条 県は、法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をしようとする者（以下「届出者」という。）に、必要に応じ届出計画についての事前協議を要請するとともに、協議があった場合は、鳥取県大規模小売店舗立地庁内協議会（以下「協議会」という。）を構成する関係各課で適切な指導を行うものとする。

(新設、変更、廃止、承継の届出)

第3条 法第5条第1項、第6条第1項、第2項、第5項、第11条第3項及び附則第5条第1項の規定による届出並びに法第5条第2項（第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定による添付書類の提出方法は、書面又は電磁的記録によるものとする。

2 法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項の届出に係る添付書類は別紙1のとおりとする。

ただし、届出者が添付書類の一部を届け出ないこととする場合は、県は、その理由を書面または電磁的記録により提出するよう要請する。

3 県は、届出者に必要に応じ法第4条に規定する大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）の配慮事項に関し、別紙2に掲げる書面または電磁的記録による資料等の提出を要請する。

(新設等の届出の公告)

第4条 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第6条第6項の規定による公告は、鳥取県公報に登載することにより行う。

2 県は、前項の公告をするときは、速やかにその旨を当該大規模小売店舗が立地する市町村（以下「店舗立地市町村」という。）に通知するものとする。

(新設等の届出の縦覧)

第5条 法第5条第3項の規定による縦覧は、鳥取県公式ホームページで行う。

2 県は、前項の方法による縦覧について、インターネット上で公表することが困難や支障がある場合には、次に示す場所届出書類の全部または一部について、書面またはパソコン等による縦覧を行うものとする。

なお、県、地方総合事務所及び店舗立地市町村は、前項の方法により縦覧することが困難な者から求めがあったときは、やむを得ない事情がある場合、書面または電磁的記録の届出書類を閲覧希望者が閲覧できるよう配慮する。

(1) 鳥取県庁商工労働部

(2) 当該店舗立地市町村を所管する総合事務所県民福祉局

(3) 当該店舗立地市町村の市町村役場

(軽微な変更)

第6条 法第6条第2項及び附則第5条第1項による届出を行う届出者が、その届出内容について、県が大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）第8条に規定する軽微な変更であると県が認めることを求める場合には、県は、書面または電磁的記録によりその申出を行うことを届出者に対し要請するものとする。

2 届出者が前項の申出を行うことを希望する場合は、県は、第2条に規定する事前協議にてあらかじめ協議を行うよう、

届出者に対し要請するものとする。

- 3 規則第8条に規定する軽微な変更は、駐車場、駐輪場、荷さばき施設及び廃棄物等の保管施設の位置のみの変更であって、指針に定められた事項について、周辺の生活環境に与える影響が当該変更前に比し変化しないことについて、届出者からの第1項による申出に基づき、県が協議会において協議の上で適当と認めたものとする。
- 4 法附則第5条第1項による届出に係る変更を行う場合における軽微な変更は、駐車場、駐輪場、荷さばき施設及び廃棄物等の保管施設の位置の変更、一時的な変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更であって、指針に定められた事項について、周辺の生活環境に与える影響が当該変更前に比し変化しないことについて、県が協議会において協議の上で適当と認めたものとする。
- 5 県は、第1項の申出の内容について、県が前2項のいずれかに該当すると認めた場合は、県はその旨を届出者に通知するものとする。

(説明会の開催計画)

- 第7条 県は、法第7条第1項に規定する説明会を開催しようとする者(以下、「説明会開催者」という。)に、あらかじめ店舗立地市町村に協議の上、書面または電磁的記録による説明会開催計画書及び説明会資料を県に提出するよう要請する。
- 2 県は、前項の説明会開催計画書及び説明会資料の提出があったときは、当該資料を店舗立地市町村へ送付するものとする。

(説明会を掲示に代える場合)

- 第8条 届出者が規則第11条第2項の規定により同条第1項の方法による説明会を開催する必要がないと県が認めることを求める場合、県は書面又は電磁的記録による申出を行うよう設置者に対し要請する。
- 2 設置者が前項の申出を行うことを希望する場合は、県は、第2条に規定する事前協議にてあらかじめ協議を行うよう、設置者に対し要請するものとする。
 - 3 第1項の申出に対して、規則第11条による説明会を開催する必要がないと認める場合は、次のとおりとする。
 - (1) 法第6条第2項又は附則第5条第1項の届出において、規則第3条第2項に規定する事項に係る変更等であって、指針に定められた事項(ただし、閉店時刻については午後10時以前に繰り上げる場合とする。)について、周辺の生活環境に与える影響が当該変更前に比しほとんど変化しないことについて届出者からの第1項による申出に基づき、県が協議会において協議の上で適当と認め、その旨通知した場合
 - (2) 法附則第5条第1項の届出において、規則第7条第1項に規定する事項に係る変更の場合
 - 4 第1項による申出が行われ、前項に従い県が説明会を開催する必要がないと認めた場合は、県は、届出者に対しその旨を通知する。あわせて、県は、届出者に対し掲示内容及び掲示場所等の確認ができる書面または電磁的記録による資料等(掲示する書面、掲示する箇所を示した図面等)の提出を要請する。

(説明会の公告方法)

- 第9条 規則第12条第3号の県が適切と認める方法は、設置者や小売業者等のインターネット(ホームページ、SNS等)の利用及び日刊新聞への折り込みチラシによる公告とする。
- なお、公告の範囲は立地場所から少なくとも半径1kmの範囲にかかる町丁とし、県及び立地市町村と協議の上決定する。
- 2 前条に従い、県が説明会を開催する必要がないと認めた場合においては、規則第12条第3号の県が適切と認める方法は、設置者や小売業者等のインターネット(ホームページ、SNS等)の利用及び次に掲げるいずれかの方法による公告とする。
 - (1) 店舗立地場所から概ね半径1kmの範囲内にある店舗立地市町村の庁舎など、県及び立地市町村が適当と認めた施設等への掲示
 - (2) 店舗立地市町村の広報誌への掲載又は折り込みチラシ

(説明会を開催できない場合の周知方法)

第10条 法第7条第2項により公告した説明会が開催できない場合には、県はその理由について説明会開催者から書面または電磁的記録による報告を求めるとともに、当該開催できない理由が規則第13条第1項に規定するその責めに帰することができない事由によるものと認められる場合には、その旨を説明会開催者に通知するものとする。

2 規則第13条第2項第3号の県が適切と認める方法は、設置者や小売業者等のインターネット(ホームページ、SNS等)の利用及び日刊新聞への折り込みチラシによる周知とする。

(説明会の終了報告)

第11条 県は、説明会開催者に、法第7条第1項の規定による説明会が終了した場合には、説明を行った日時、場所、出席者及び議事の概要を記載した書面または電磁的記録による説明会終了報告書を県に速やかに提出するよう要請する。

2 県は、前項の説明会終了報告書の提出があったときは、当該資料を店舗立地市町村へ送付するものとする。

(意見書の公告)

第12条 法第8条第3項の規定による意見(公序良俗に反する意見は除く)の概要の公告は、鳥取県公報に登載することにより行う。

2 前項の公告に当たっては、意見を提出した者が市町村である場合を除き、その者の住所、氏名(法人にあっては、住所、名称及び代表者の氏名)、電話番号やメールアドレスなどの連絡先は掲載しない。

なお、住所、氏名、電話番号やメールアドレスなどの連絡先については、意見を提出する者に対し、提出された意見内容について必要に応じて確認をとるため、県への提出を求めるものとする。

(意見書の縦覧)

第13条 法第8条第3項の規定による意見(公序良俗に反する意見は除く)の縦覧は、鳥取県公式ホームページで行う。

2 第5条第2項の規定は、前項の意見の縦覧について準用する。

(県の意見)

第14条 法第8条第4項の規定による県の意見の有無及び意見の内容については、店舗立地市町村の意見等を踏まえ、協議会において協議し、必要に応じて大規模小売店舗立地審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

2 審議会への諮問の要否及び内容は、協議会において協議する。

3 県は、法第8条第4項の規定により意見を述べた場合、又は意見を有しない旨の通知をした場合は、店舗立地市町村に通知するものとする。

(県の意見の公告)

第15条 法第8条第6項の規定による公告は、鳥取県公報に登載することにより行う。

(県の意見の縦覧)

第16条 法第8条第6項の規定による縦覧は、鳥取県公式ホームページで行う。

2 第5条第2項の規定は、前項の縦覧について準用する。

(県の意見に対する変更する旨の届出又は変更しない旨の通知)

第17条 法第8条第7項の規定による届出又は通知については、書面又は電磁的記録により県に行うものとする。

2 県は、届出者に対し届出事項及び添付書類に係る事項以外の対応について、別途、書面又は電磁的記録による提出を要請する。

(県の勧告)

第 18 条 法第 9 条第 1 項の規定による県の勧告の要否及び勧告の内容については、店舗立地市町村の意見を踏まえ、協議会において協議し、必要に応じて審議会の意見を聴くものとする。

2 審議会への諮問の要否及び内容は、協議会において協議する。

3 県は、法第 9 条第 1 項の規定による勧告を行わない場合は、その旨届出者及び店舗立地市町村に通知するものとする。

(県の勧告の公告)

第 19 条 法第 9 条第 3 項の規定による公告は、鳥取県公報に登載することにより行う。

(県の勧告による変更の届出)

第 20 条 県は、法第 9 条第 1 項の規定により勧告を行った場合は、設置者に 60 日以内に法第 9 条第 4 項の規定による必要な変更に係る届出を行うよう求める。

(公表)

第 21 条 法第 9 条第 7 項の規定による公表の要否及び公表の内容については、協議会において協議し、必要に応じて審議会の意見を聴くものとする。

2 県は、前条第 1 項に規定する届出が、同項に規定する期間内に行われなるときには、届出を行わない理由を確認の上、正当な理由がないと認めるときは、当該勧告に従わないものとみなし、前項の手続を行うものとする。

3 審議会への諮問の要否及び内容は、協議会において協議する。

4 県は、法第 9 条第 7 項の規定により公表を行った場合、又は公表を行わない場合は、その旨を届出者及び店舗立地市町村に通知するものとする。

(公表の方法)

第 22 条 法第 9 条第 7 項の規定による公表は、鳥取県公報に登載するとともに報道機関に資料を提供することにより行う。

附 則

この要領は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 26 日から施行する。ただし、本施行日より前に届出のあったものについては、従前の規定による。

改 正

平成 13 年 4 月 1 日 (組織改正による課名変更)

平成 14 年 4 月 1 日 (組織改正による課名変更)

平成 16 年 6 月 9 日 (別表 (第 3 条関係) の追加、廃止届の手続整備等)

平成 18 年 4 月 1 日 (組織改正による課名変更、説明会周知範囲の整備等)

平成 20 年 4 月 1 日 (組織改正による課名変更)

平成 21 年 4 月 1 日 (軽微な変更及び説明会を掲示に代える場合の手続整備等)

平成 22 年 4 月 1 日 (軽微な変更の手続き整備)

平成 25 年 4 月 1 日 (組織改正による部課名変更)

平成 25 年 9 月 26 日（説明会を掲示に代える場合の公告方法の追加）

令和元年 9 月 2 日（軽微な変更の手続き整備）

令和 3 年 5 月 14 日（組織改正による部課名変更）

令和 7 年 3 月 26 日（届出方法の整備、届出書類等の縦覧方法の整備、説明会の公告方法の整備等）

大規模小売店舗立地法第5条第2項に基づく添付書類

◎法第5条による新設の届出については、原則、添付書類すべてを提出してください。

◎法第6条による変更の届出及び附則第5条による変更に係る事項の届出については、変更する事項に応じて、必要な添付書類を提出してください。（○は原則提出、△は必要に応じて提出）

届出事項 添付書類 (規則第4条)	法第6条及び附則第5条の変更の届出											
	変更する法第5条第1項の項目											法第5条による新設の届出
	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号 規則第3条 第1項			第6号 規則第3条 第2項				
					第1号	第2号	第3号	第1号	第2号	第3号	第4号	
店舗の名称及び所在地	設置者・小売業者の名称及び住所	店舗の新設をする日	店舗内の店舗面積の合計	駐車場の位置・収容台数	駐輪場の位置・収容台数	荷さばき施設の位置・面積	廃棄物等保管施設の位置・容量	開店時刻・閉店時刻	駐車場利用の時間帯	駐車場出入口の数・位置	荷さばきの時間帯	
①法人にあってはその登録簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し	○	△										
②主として販売する物品の種類	○	△		○								
③建物の位置図（建物配置図）	○			○	○	○	○	○			○	
その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図）	○			○								
④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	○			○	○							
⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	○			△	○						○	
⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	○			△	○						○	
⑦荷さばき施設において商品の搬入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	○			△		○		△				○
⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	○			△	△	△	△	△	△	△	△	△
⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	○			△				△	△			
⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	○			○	△	△	△	△	○	○	△	△
⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	○			△	△	△	△	△	△	△	△	△
⑫必要な廃棄物等の保管施設の要領を算出するための廃棄物等の排出量の予測結果及びその算出根拠	○			○				○	△			

添付書類のほか必要に応じて提出を要請する書類等

項 目	書 類 及 び 資 料 等
廃棄物減量化及びリサイクルの 推進 指針二1（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等、循環型社会形成に資する対策を記載した書類
駐車場の防音対策 指針二2（1）①ハ	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内駐車場を設置する場合は、防音構造を表す図面 ・場内走行円滑化のための誘導員の配置計画を記載した書類 ・不必要なアイドリングの防止等、来店者への注意看板の設置計画を記載した書類
廃棄物収集作業に係る騒音対策 指針二2（1）①ハ	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物収集作業の自動車台数及び収集作業予定時間（「約〇台～〇台」「〇時～〇時」等）を記載した書類 ・上記の騒音対策を記載した書類
廃棄物等の保管、運搬、処理対策 指針二2（2）	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物からの悪臭防止、カラス等による散乱防止等の方法を記載した書類 ・発生が予想される廃棄物の種類、並びにそれぞれの廃棄物の運搬予定業者名、処理方法等を記載した書類
街並みづくりへの調和 指針二2（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の写真及び街並みへの配慮を記載した書類
夜間照明施設の配置 指針二2（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間照明施設の配置図、照明時間帯、照明の強さ、照明の方向、光害対策を記載した書類